



労働かながわ

2018 9・10月号
No.715

10・11月は『労働相談強化期間』です。 過重労働やパート・派遣・契約社員の方、職場で困っていることお気軽にご相談ください！

県では10・11月を「労働相談強化期間」とし、「非正規労働者の雇止め対策(略称:非正規)」や「過重労働・若者の使い捨て撲滅(略称:過重労働)」等に向けて、いろいろな事業を実施します。

県内各地で街頭労働相談会を集中的に開催するほか、弁護士やカウンセラーによる特別労働相談会、直通電話での労働相談110番、ワークルールを学べるセミナー、メール労働相談を実施します。

今月号では10月の取組みを中心にお知らせします。詳細は、かながわ労働センターのホームページで。

《10月の街頭労働相談会》相談無料・秘密厳守

職場のトラブル等のご相談に、かながわ労働センター職員等が応じます。

日 時	会 場	問	日 時	会 場	問	日 時	会 場	問
10月1日(月) 11時～18時	小田急線・海老名駅 自由通路	県央	10月14日(日) 10時30分～16時	中井中央公園 野球場	湘南	10月22日(月) 11時～17時	JR 淵野辺駅 自由通路	県央
10月11日(木) 11時～17時	JR 武蔵溝ノ口駅 南北自由通路	川崎	10月15日(月) 11時～17時	橋本駅	県央	10月25日(木)～26日(金) 12時～19時	新都市プラザ(そごう横浜店 地下2階正出入口前広場)	本所
10月11日(木) 12時～18時	JR 茅ヶ崎駅北口 ペDESTリアンデッキ	湘南	10月19日(金) 12時～19時	JR 辻堂駅 北口自由通路	湘南	会場によっては、社会保険労務士やキャリア カウンセラーによる相談を実施します。		

《セミナー》※対象:どなたでも 受講料:無料

	月 日	時 間	テ ー マ	会 場	問
①	10月30日(火)	18時30分～20時30分	ズバリ解説!これからの非正規労働 待たなし、働き方改革スタート	サン・エールさがみはら	県央
②	10月30日(火)	18時30分～20時30分	無期転換のためのワークルール～実務における運用実態等～	県小田原合同庁舎	湘南
③	11月2日(金)	18時30分～20時30分	ズバリ解説!これからの非正規労働 「不合理な労働条件の禁止」と「無期転換ルール」	サン・エールさがみはら	県央
④	11月6日(火)	18時30分～20時30分	「働き方改革」の実現に向けて～長時間労働削減に向けた枠組等～	県小田原合同庁舎	湘南
⑤	11月9日(金)	18時30分～20時30分	パワハラとワークルール ～実務上の具体的事例、対策等～	県小田原合同庁舎	湘南
⑥	11月13日(火)	18時30分～20時30分	「働き方改革」の実現に向けて～同一労働同一賃金の規制の現状等～	県小田原合同庁舎	湘南

※①と③、②と④～⑥は連続して実施される講座ですが、1回のみ参加も可能です。 ※このほか、11月後半にも各所でセミナーを予定しています。

《弁護士による特別労働相談会》予約制(来所相談のみ)相談無料・秘密厳守(問:本所)

◆開催日時:10月11日(木)～10月12日(金)、13時30分～16時30分

◆相談員:弁護士 ※予約時、職員が相談概要をお伺いします。 ◆予約電話番号:045-662-6110(直通・労働相談110番)

《労働相談110番》相談無料・秘密厳守(問:本所)

◆開催日時:10月15日(月)～10月19日(金)、9時～17時

◆相談員:かながわ労働センター職員 ◆相談電話番号:045-662-6110(直通・労働相談110番)

《メール労働相談》随時受付・相談無料・秘密厳守 ※1事案1回限り

◆対象:県内在住の方で、電話・来所相談が困難な方 ◆相談員:かながわ労働センター職員

◆相談入力フォームはこちらから <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/soudan/mail.html>

問合せ先(略称:問) かながわ労働センター (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/>)

本 所(略:本所) ☎045-633-6110(代)

川崎支所(略:川崎) ☎044-833-3141

県央支所(略:県央) ☎046-296-7311

湘南支所(略:湘南) ☎0463-22-2711(代)

主な内容

- 10・11月の「労働相談強化期間」のお知らせ P. 1
- 平成30年度 後期技能検定のご案内 P. 2
- 第16回 神奈川県障害者技能競技大会のお知らせ P. 2
- 第50回 技能コンクール参加選手募集のご案内 P. 2
- 神奈川なでしこブランド募集のご案内 P. 3
- かながわ働き方改革シンポジウム P. 3
- 働き方改革企業担当者交流会 P. 3
- テレワーク体験セミナー P. 3
- スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内 P. 4
- 障がい者雇用のための企業交流会「はじめの一歩」(横浜地域①)のお知らせ P. 4
- 視覚障がい者の学ぶ場・働く場見学会のお知らせ P. 4

平成30年度 後期技能検定のご案内

技能検定とは、働く人々の持っている技能を一定の基準によって検定し、これを公に証明する職業能力開発促進法に基づく検定制度です。

合格した方には、厚生労働大臣(特級、1級及び単一等級)又は、県知事(2級及び3級)から合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。

1 申請受付

10月1日(月)から10月12日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
神奈川県職業能力開発協会(横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6階)

2 受検申請書用紙配布場所

神奈川県職業能力開発協会、県立産業技術短期大学校、各県立総合職業技術校、
神奈川障害者職業能力開発校、各地域県政情報コーナーなどで、9月上旬から配布

3 問合せ先

神奈川県職業能力開発協会 TEL 045-633-5419
神奈川県産業労働局労働部産業人材課 技能振興グループ TEL 045-210-5720

日ごろ培った職業技能を競い合います!

～第16回 神奈川県障害者技能競技大会(アビリンピック神奈川2018)開催～

障害のある方々の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の方々が障害者雇用に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として、第16回 神奈川県障害者技能競技大会(アビリンピック神奈川2018)を開催します。

ぜひ、選手の真剣な姿を会場でご覧ください。

【大会概要】

- ◇名称: 第16回神奈川県障害者技能競技大会
(アビリンピック神奈川2018)
- ◇主催: (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部
神奈川県
- ◇開催日: 平成30年10月25日(木)13:00～15:30
※機械CAD競技種目のみ実施。
平成30年10月27日(土) 9:00～15:30
- ◇会場: 神奈川障害者職業能力開発校
(相模原市南区桜台13-1)
- ◇ホームページ: (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部
アビリンピック神奈川 [検索](#)
- ◇問合せ先: (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部
高齢・障害者業務課
TEL 045-360-6010 FAX 045-360-6011
神奈川県産業労働局労働部産業人材課 技能振興グループ
TEL 045-210-5720 FAX 045-201-6952

◇競技種目

競技種目名	参加対象障害者
① DTP	身体障害者 知的障害者 精神障害者
② 機械CAD	
③ 電子機器組立	
④ ワード・プロセッサ	
⑤ ホームページ	
⑥ ビルクリーニング	
⑦ 表計算	知的障害者
⑧ パソコンデータ入力	
⑨ 縫製	
⑩ 喫茶サービス	
⑪ 製品パッキング	
⑫ オフィスアシスタント	

「第50回技能コンクール」参加選手を募集します!

県内の中堅技能者の技能向上や技能継承の促進を目的として「第50回技能コンクール」を開催します。選手として参加する方々を次のとおり募集します。

- ◇日時: 平成30年11月10日(土)
10:00～14:00(競技時間) 15:15～15:45(表彰式)
- ◇会場: 神奈川県立産業技術短期大学校 西キャンパス(横浜市旭区中尾2-4-1)
- ◇参加資格: 県内の事業所等に勤務する者又は住居を有する者で2級以上の技能検定合格者及び同資格に準ずる技能を有する者
- ◇実施職種: 建築板金・表具・和裁・印章彫刻・左官・建築大工・建築塗装・内装仕上げ・畳・フラワー装飾・園芸装飾
※参加申込状況などにより種目によっては、実施しない場合があります。
- ◇競技: 職種別に作成する2級技能検定と同程度の競技課題により行います。競技時間は4時間以内とします。
- ◇申込期限: 平成30年9月21日(金)
- ◇問合せ先: 神奈川県産業労働局労働部産業人材課 技能振興グループ TEL 045-210-5720
神奈川県技能士会連合会 TEL 045-633-5417



「神奈川なでしこブランド」を募集します！

県では、女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)を募集し、優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定する事業に取り組んでいます。平成30年度も次のとおり募集しますので、ぜひご応募ください。

- 1、募集の対象：女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)で、応募時点で県内の市場に提供されているもの。
- 2、応募資格：神奈川県内に拠点を持つ事業所・団体
- 3、募集期間：平成30年7月30日(月)～10月10日(水)(必着)

■詳細は募集要項をご覧ください。

募集チラシや募集要項は、以下のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/nadeshiko/boshu.html>

問合せ先：神奈川県産業労働局労働部労政福祉課両立支援グループ

電話 045-210-5744



かながわ働き方改革シンポジウム

「個人も組織も成長するための働き方改革」

日時：平成30年11月1日(木) 13:30～16:30

会場：川崎市役所第4庁舎 2階 ホール (川崎市川崎区宮本町3-3)

内容：第1部 基調講演

第2部 パネルディスカッション

講師：元株式会社東レ経営研究所社長 佐々木 常夫氏

主催：神奈川労働局、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市

申込：電話でお申込ください。

申込・問合せ先：川崎市経済労働局労働雇用部 電話 044-200-3653

働き方改革企業担当者交流会

< 人事労務担当者対象 >

「女性リーダー育成で企業を変える ～女性活躍推進とダイバーシティーマネジメント～」

日時：平成30年9月10日(月)10:00～12:00

会場：かながわ県民センター 1501 会議室 (横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 横浜駅西口・きた西口より徒歩約5分)

講師：社会保険労務士法人ワーク・イノベーション 代表 菊地 加奈子氏

< 管理職対象 >

「『働き方改革』の留意点と実践 ～なぜ取り組むのか、どう取り組むのか～」

日時：平成30年10月2日(火)10:00～12:00

会場：かながわ県民センター 304 会議室 (横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 横浜駅西口・きた西口より徒歩約5分)

講師：株式会社浜銀総合研究所 経営コンサルティング部 主幹 佐伯 克志氏

申込：右記のホームページよりお申込みください。 <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/koryukai/index.html>

問合せ先：神奈川県産業労働局労働部労政福祉課両立支援グループ 電話 045-210-5746

テレワーク体験セミナー

神奈川県内の中小企業等でテレワーク導入を担当する予定の方を対象としたテレワークを疑似体験できるセミナーを開催します。

横浜会場

日時：①平成30年10月16日(火) ②平成30年10月26日(金)

各回とも14:00～16:50 引き続き16:50より個別相談会(希望者のみ)

会場：I.S.O横浜 (横浜市中区元浜町3-21-2 ヘリオス関内ビル4F)

厚木会場

日時：平成30年10月9日(火) 14:00～16:50 引き続き16:50より個別相談会(希望者のみ)

会場：テレワークK本厚木 (厚木市中町4-16-21プロミティあつぎ8F)

申込：以下のホームページよりお申込ください。

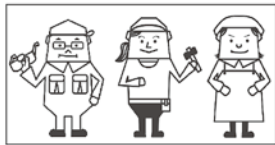
<http://www.telework-management.co.jp/information/post-5313/>

問合せ先：平成30年度神奈川県テレワーク導入促進事業事務局(株式会社テレワークマネジメント)

電話 03-3265-5012

スキルアップセミナー（在職者訓練）のご案内

技術を身につけ、業務の充実・向上にお役立てください！



会社を強くするスキル。
あなたを強くするスキル。

産業技術短期大学校や東部・西部総合職業技術校等では、主に中小企業等の社員の方を対象として、様々な専門分野のスキルアップセミナー（在職者訓練）を開催しています。「新たな技術を身につけたい」「社員のスキルアップを図りたい」など、業務の充実・向上に向けて是非ご活用ください。

【セミナー例】

- ★工業技術分野 「3Dプリンタ入門」「ティグ溶接」等
 - ★建築技術分野 「ビル設備管理技術者基礎講習」等
 - ★社会サービス分野 「介護福祉士受験対策（筆記）」等
 - ★管理・経営・階層別分野 「学習する組織と部下育成力向上研修」等
- 様々なセミナーを実施しています。

【詳細・申込み】 <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/seminar/>

【問合せ先】 神奈川県産業労働局労働部産業人材課 職業能力開発グループ TEL 045-210-5715

障がい者雇用のための企業交流会

『はじめての一步』（横浜地域①）のお知らせ

県では、これから障がい者雇用に取り組もうと考える中小企業の皆様を主な対象に、企業交流会「はじめての一步」を県内6カ所で開催し、中小企業等の皆様が障がい者雇用を進めるためのきっかけ作りを行っています。

その第3回を横浜地域で開催しますので、ぜひご参加ください。

- 日時：9月12日（水）13：00～17：00（開場12：30）
 - 会場：横浜市立大学金沢八景キャンパス YCU スクエア（8号館）ピオニーホール（横浜市金沢区瀬戸22-2）
 - プログラム等：障がい者雇用の事例紹介、障がい者の雇用現場の見学、現場で働くご本人のお話、グループトーク（質問会）と障がい者雇用ミニセミナーなど
- ※詳細、お申込みについては県ホームページをご覧ください。 <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/hz2/hajimenoippo/h30-3.html>
- 参加費：無料
 - 問合せ先：神奈川県産業労働局労働部雇用対策課 障害者雇用促進グループ 電話：045-210-5871

視覚障がい者の学ぶ場・働く場 見学会を開催します！

「神奈川県視覚障害者雇用促進連絡会議」では、視覚障がい者の雇用を促進するため、企業の経営者や人事担当者の方々に対象に、視覚障がい者の教育現場や事務職としての就労を知っていただくための見学会を実施します。ぜひご参加ください。

- 日時：2018年10月9日（火）13：30～16：30（集合13：20 横浜市立盲特別支援学校 正面玄関）
 - プログラム等：○学校見学 13：30～14：30 横浜市立盲特別支援学校（横浜市神奈川区松見町1-26）
教育課程や進路状況等についての説明、施設見学など
 - 移動 14：30～15：30（県庁マイクロバス）
 - 企業見学 15：30～16：30 ワタミ株式会社（東京都大田区羽田1-1-3）
障がい者雇用の取組についての説明、職場見学など
- ※詳細、お申込みについては県ホームページをご覧ください。 <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/hz2/cnt/f6949/p816174.html>
- 参加費：無料
 - 問合せ先：神奈川県産業労働局労働部雇用対策課 障害者雇用促進グループ 電話：045-210-5871

かながわ労働情勢 6 7 月

I 連合神奈川第29回中央委員会

日本労働組合総連合会神奈川県連合会（柏木教一会長、約340,000人）は、7月6日、ワークピア横浜において、役員、中央委員等役100人を集め、第29回中央委員会を開催した。

【活動報告】

- 1 一般活動報告
- 2 会計報告
- 3 会計監査報告

【議案】

- 1 2019年度に向けた政策・制度要求と提言（案）
- 2 連合神奈川「平和ビジョン」（案）
- 3 規約の一部改正（案）
- 4 役員・委員の補充（案）
- 5 その他

II 主要労働団体の機関開催

■ 連合神奈川

【第355回 五役会、第328回 執行委員会】

6月26日、第355回五役会、第328回執行委員

会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 各種委員の推薦等について
- 2 第29回中央委員会の議案について
- 3 政治活動の取組について
- 4 公務部門連絡会学習会の開催について
- 5 その他

■ 神奈川労連

【第8回幹事会】

6月2日、第8回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 組織拡大・最重点分野の取組
- 2 労働法制大改悪に反対する取組
- 3 最賃ディーセントワークデー「ダンブカーデモ」
- 4 全自治体アンケート要請行動

【第9回幹事会】

7月7日、第9回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 第34回定期大会議案
- 2 地域組織・地域労組の拡大強化
- 3 秋に向けての憲法闘争について
- 4 職場のチェック運動

III 主要労組の定期大会

■ 日本郵政グループ労働組合（JP労組）神奈川県連絡協議会

日本郵政グループ労働組合（JP労組）神奈川県連絡協議会（島 辰雄議長、約12,000人）は、7月19日、ローズホテル横浜において、第11回定期総会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 組織拡大の取組
- 2 組織基盤強化
- 3 新たな運動創造に向けた取組
- 4 平和課題と人権問題の取組
- 5 その他

労働委員会の動き

調整事件関係では、新規申請(あっせん)が3件(8件)、終結は4件(12件)でした。不当労働行為事件関係では、新規申立てが6件(14件)、終結は7件(20件)でした。

それぞれの事件の申請、申立て、終結状況は、次のとおりです。 ※括弧内は、平成30年の累計件数です。

調整事件一覧(6・7月 申請・終結分)

	事件名	調整種別	申請者	被申請者	申請日	調整事項	終結日	終結事由
終結	平成30年(調)第3号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成30年4月24日	・配置換えの取消し	平成30年7月9日	打切
	平成30年(調)第2号事件	あっせん	労働組合	株式会社(医療、福祉)	平成30年3月14日	・不利益変更の取消し ・パワハラの解消 ・休業手当の支給 ・有給休暇日数の確認	平成30年7月13日	打切
	平成30年(調)第1号事件	あっせん	労働組合	共同組合(複合サービス事業)	平成30年3月12日	・懲戒処分撤回 ・人事異動案の変更	平成30年7月24日	解決
	平成30年(調)第8号事件	あっせん	労働組合	有限会社(運輸業、郵便業)	平成30年6月13日	・団体交渉のルール確立 ・未払い賃金の支払	平成30年7月31日	打切
申請	平成30年(調)第6号事件	あっせん	使用者	株式会社(運輸業、郵便業)	平成30年6月11日	・労働条件について		
	平成30年(調)第7号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成30年6月12日	・労働条件不利益変更について		
	平成30年(調)第8号事件	あっせん	労働組合	有限会社(運輸業、郵便業)	平成30年6月13日	・団体交渉のルール確立 ・未払い賃金の支払		

不当労働行為事件一覧(6・7月 申立て・終結分)

	事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由
終結(和解等)	平成29年(不)第21号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業)	平成29年7月28日	・誠実団体交渉実施 ・支配介入の禁止 ・謝罪文の掲示	平成30年6月1日	関与和解
	平成30年(不)第2号事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成30年2月6日	・団体交渉応諾 ・謝罪文の掲示	平成30年6月7日	関与和解
	平成28年(不)第12号事件	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成28年4月4日	・配置転換命令の撤回 ・現職復帰	平成30年6月11日	棄却
	平成30年(不)第5号事件	労働組合	株式会社(サービス業)	平成30年3月19日	・雇止め撤回 ・不利益取扱いの禁止 ・脱退工作の禁止 ・労働協約の遵守 ・謝罪文の掲示	平成30年6月29日	関与和解
	平成28年(不)第18号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業) 株式会社(製造業)	平成28年7月29日	・団体交渉応諾 ・誠実団体交渉実施 ・団体交渉の秘密録音の禁止 ・謝罪文の掲示	平成30年7月4日	棄却
	平成27年(不)第9号事件	労働組合	市町村機関(公務)	平成27年4月30日	・給与条項について激変緩和措置を講じること ・誠実団体交渉実施 ・団体交渉の合意内容の尊重 ・謝罪文の掲示	平成30年7月19日	無関与和解
	平成29年(不)第18号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業)	平成29年5月29日	・誠実団体交渉実施 ・謝罪文の掲示	平成30年7月26日	関与和解
申立て	平成30年(不)第9号事件	労働組合	株式会社(卸売業、小売業)	平成30年6月5日	・団体交渉応諾 ・謝罪文の掲示		
	平成30年(不)第10号事件	労働組合	個人事業主(学術研究、専門・技術サービス業)	平成30年6月8日	・団体交渉応諾 ・謝罪文の掲示		
	平成30年(不)第11号事件	労働組合	株式会社(製造業) 株式会社(製造業)	平成30年6月18日	・団体交渉応諾 ・謝罪文の掲示		
	平成30年(不)第12号事件	労働組合	株式会社(医療、福祉)	平成30年7月12日	・離職票にかかる離職理由の変更 ・誠実団体交渉実施 ・謝罪文の掲示		
	平成30年(不)第13号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業)	平成30年7月24日	・団体交渉応諾 ・謝罪文の掲示		
	平成30年(不)第14号事件	労働組合	株式会社(医療、福祉)	平成30年7月25日	・団体交渉応諾 ・謝罪文の掲示		

図書紹介



坂本真樹と考えるどうする？ 人工知能時代の就職活動

坂本 真樹
出版社 エクシア出版
最近の動き方の中で、話題になることの多い人工知能(AI)。今後、どのような働き方が求められるのでしょうか。そして、就職活動への影響は？ AIが人間の仕事をできるようになると、どのようなスキルが求められるのでしょうか。そのような変化にどう対処したらよいのか、考えてゆきます。AIに変わる仕事、AIが補助することで伸びる職場、すぐにAIに変わらない仕事、人間に求められる仕事など。



ASD(アスペルガー症候群)、ADHD、LD 職場の発達障害

職場内での悩みと問題行動を解決しサポートする本
宮尾 益知 監修
出版社 河出書房新社

「自己中」「空気を読まない」「落ち着きがない」「不注意」そんな職場での問題行動が発達障害によるものだとしたら、本人の努力だけでは解決できない。周囲の理解とサポートが必須である。現在では大人の発達障害についての認識は広がっているが、その特性は一人ひとり違っているため個別の対応が必要になる。本書は障害の種類ごとの特性、職場でのトラブルの実例と対応策をわかりやすく解説しており、理解の助けになる。

シリーズ 実務に役立つ労働判例

長澤運輸事件

最2小判平30.6.1(労働判例1179号34頁)

1 事実の概要

本件は、一般貨物自動車運送事業を営むY(1審被告、控訴人、被上告人)を定年退職した後に、Yと有期労働契約を締結して引き続きバラセメントタンク車の運転業務をしている嘱託乗務員Xら3名(1審原告、被控訴人、上告人)が、無期契約をYと締結している正社員との間に、労契法20条に違反する不合理な労働条件の相違が存在すると主張して、Yに対し、正社員の就業規則等が適用される労働契約上の地位にあることの確認と、差額賃金等の支払いを求め、予備的に、不法行為に基づき損害賠償金等を請求したものです。

1審判決(東京地判平28.5.13労判1135号11頁)は、職務内容ならびに当該職務の内容及び配置の変更の範囲が同一であるにもかかわらず、賃金の額について、有期契約労働者と無期契約労働者との間に相違を設けることは、その相違の程度にかかわらず、これを正当と解すべき特段の事情がない限り、不合理であるとの評価を免れないとしてXらの請求を認容したため、Yが控訴しました。

控訴審判決(東京高判平28.11.2労判1144号16頁)は、継続雇用に伴う賃金コストの無制限な増大を回避する必要から賃金を定年退職時より引き下げることで体が不合理とはいえず、また、定年退職後の継続雇用において職務内容やその変更の範囲等が変わらないまま相当程度賃金を引き下げることは広く行われており、Yが嘱託乗務員について正社員との賃金の差額を縮める努力をしたこと等からすれば、Xらの賃金が定年退職前より2割前後減額されたことをもって直ちに不合理であるとはいえないとして、1審判決を破棄し、Xらの請求を棄却しました。Xらが上告。

2 最高裁判決の要旨

- ・ 有期契約労働者が定年退職後に再雇用された者であることは、労契法20条にいう「その他の事情」として考慮されることとなる事情に当たる。
- ・ 労契法20条にいう「不合理と認められるもの」とは、有期契約労働者と無期契約労働者との労働条件の相違が不合理であると評価することができるものであることをいうと解するのが相当である。
- ・ 有期契約労働者と無期契約労働者との個々の賃金項目に係る労働条件の相違が不合理と認められるものであるか否かを判断するに当たっては、両者の賃金の総額を比較することのみによるのではなく、当該賃金項目の趣旨を個別に考慮すべきものと解するのが相当である。
- ・ 無期契約労働者に対して能率給及び職務給を支給する一方で有期契約労働者に対して能率給及び職務給を支給せず歩合給を支給するという労働条件の相違が、労契法20条にいう不合理と認められるものには当たらない。

- ・ 他方、正社員に対して精勤手当を支給する一方で、嘱託乗務員に対してこれを支給しないという労働条件の相違は、不合理であると評価することができるものであるから、労契法20条にいう不合理と認められるものに当たると解するのが相当である。
- ・ 正社員の超勤手当の計算の基礎に精勤手当が含まれるにもかかわらず、嘱託乗務員の時間外手当の計算の基礎には精勤手当が含まれないという労働条件の相違は、不合理であると評価することができるものであるから、労契法20条にいう不合理と認められるものに当たる。超勤手当(時間外手当)に係るXらの予備的請求については原判決を破棄し、原審に差し戻す。

3 解説

本件判決は、同日に言渡しのハマキョウレックス事件(最2小判平30.6.1、労働判例1179号20頁)とともに、労契法20条に関する最初の最高裁判決となります。

本件最高裁判決は、有期契約労働者が定年退職後に再雇用された者であることは、労契法20条にいう「その他の事情」として考慮されることとなる事情に当たると解するのが相当であるとします。そして、再雇用後の労働条件改善を要求してXらの加入する組合と団体交渉を行い、(合意に至らなかったもの)Yは一部の労働条件を改善していること、嘱託社員の基本賃金及び歩合給と、正社員の基本給、能率給、職務給とを比較すると、正社員とXらとの差は2%~12%の範囲にとどまっていること、再雇用の有期契約労働者を長期間雇用することは通常予定されておらず、高齢厚生年金の報酬比例部分が支給されるまでの間、2万円の調整給が支給されていることなどから、本件相違は不合理なものとは認められませんでした。

ただし、精勤を奨励する趣旨の精勤手当について差異を設けるのは労契法20条に反するとしています。

本件再雇用者採用条件によれば、嘱託乗務員の賃金(年収)は定年退職前の79%程度となることが想定され、嘱託乗務員の賃金体系は、嘱託乗務員の収入の安定に配慮しながら、労務の成果が賃金に反映されやすくなるように工夫した内容になっていることから、正社員に対して賞与を支給する一方で、嘱託乗務員に対してこれを支給しないという労働条件の相違は、不合理であると評価することができないとしています。このような背景事情を無視して、最高裁が本件判決によって再雇用者の賃金を低くすることを広く容認したと捉えることはできないと考えます。

法政大学法学部講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

いこいの村あしがら から特得プランのご案内

1 通年ゆっくりプラン(1泊)

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く
料金:1泊3食 9,720円~(税込)
特典:翌日の昼食付き
翌日10:00~15:00 個室のご用意

2 研修プラン

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く
料金:1泊2食 7,560円~(税込)
特典:会議一日一回につきコーヒーサービス
※ご宴会プランも別途、ご相談申し受けます。

ご予約
お問合せは

いこいの村あしがら

TEL 0465-82-2381
FAX 0465-82-2384
URL <http://www.ikoi.or.jp>

各プランご利用にあたって

- ・ご予約の際は必ずプラン名をお伝え下さい。
- ・お部屋は全室和室となっております。
- ・入湯税は宿泊1名様につき150円別途承ります。
- ・1部屋4~5名様料金です。

センターに寄せられた労働相談事例

Q 当社では、来春卒業予定の学生の採用内定式を10月に行う予定です。しかし、最近になって、急激に会社の業績が悪化し、採用者数を減らさなくてはならず、すでに内定予定(内々定)を伝えている学生すべてに「内定」を出すことが難しくなりました。取り消すことはできるのでしょうか。



A 一般社団法人日本経済団体連合会(経団連)の「採用選考に関する指針」(2018年3月12日改定)では、「採用内定日の遵守」として「正式な内定日は、卒業・修了年度の10月1日以降とする。」としています。したがって、多くの企業は、10月に「内定」を通知しますが、その「内定」に先立って、企業側が学生に対して内定予定を伝えることを、一般的に「内々定」と呼んでいます。

まず「内定」についてですが、学生が受け取る内定通知には、いつから働き始めるかといった条件や、「内定」を取り消す場合の取消事由などが書かれており、学生がその内容を踏まえて、誓約書などを提出し、入社を承諾するという一連の手続きをもって「内定」となり、判例では「内定」に就労の開始時期又は効力発生時期が決まっている、解約権を留保した労働契約の成立を認めています。

したがって、「内定」により労働契約が成立している以上、使用者による内定取消し(解約権の行使)は解雇にあたり、客観的に合理的な理由と、社会通念上の相当性が必要となります(大日本印刷事件 最高裁昭54.7.20等)。

一方「内々定」とは、採用内定開始日より、かなり早い時期に企業側が採用を望む学生に対し、口頭などで採用予定の意思を表明することで、その学生は「内々定」を得たのち、採用内定開始日までに1社を選択し、採用内定の関係に入っていきことになります。

この「内々定」の関係については、企業側と応募者(学生)が労働契約の確定的な関係に入ったとの意識には至っておらず、あくまでも採用の一過程にすぎない場合には、労働契約が成立しておらず、法的拘束力は生じないと考えられます。

ただし、「内々定」であっても、他社からの「内々定」を排除させる拘束があるなど、実質的には「内定」と変わらないと認められる事情がある場合は、内定取消しと同様に、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当と認められない「内々定」の取消しは無効となり、「内々定」を取り消された学生は、労働契約上の地位を裁判所によって、確認される場合もあります。

今回のご相談では、内定予定(内々定)の状況の詳細がわかりませんが、「内定」と同様の状況と判断される場合には、労働者の解雇と同じように、客観的に合理的な理由と、社会通念上の相当性が必要となり、また、不誠実な態度は、会社の信用を失うばかりでなく、信義則違反等を理由とする損害賠償請求が認められる場合もあります。「内々定」の取消しにあたっては、上記のとおり慎重に判断いただくとともに、学生には、なるべく早く事情を説明し、その後の求職活動に支障が出ないように努めるべきでしょう。

*** 労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。**

かながわ労働センター (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/>)

本所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区坂戸3-2-1 KSP西棟2階	☎ 044-833-3141
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

*** メールでの労働相談にもお応えしています。**

かながわ労働センター メール労働相談

検索



全労済の住まいる共済

火災共済・自然災害共済
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

近年自然災害が多く発生しており、今年6月は大阪北部を震源とする地震、7月に入ってからも西日本を中心に台風や豪雨による被害が発生しました。また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から今年で7年が経ちました。改めて自然災害に備える重要性をご認識いただくとともに、万一被災された際、生活再建に困らないよう住まいの保障に備えることが大切です。

全労済の住まいる共済で 地震・台風・火災による万一に備えましょう!

例えば **自然災害共済** **大型タイプ** に住宅200口・家財200口加入の場合
■建物構造など…戸建て・木造住宅 ■住宅の所在地…神奈川県 ■延床面積…25坪(82㎡)
■世帯主…40歳 ■家族数…4人家族

地震

全壊・全焼
1,200万円

一部壊
一部焼
120万円

台風・豪雨

全壊・流失
3,100万円 ⊕ 臨時費用共済金

一部壊(最高)
600万円 ⊕ 臨時費用共済金

火災

全焼・全損
4,000万円

⊕ 臨時費用共済金



ご加入の保障に自然災害(地震・台風等)保障がついているか確認してみましょう!

iDeCo(イデコ)でセカンドライフの安心を。
〈中央ろうきん〉の

iDeCo

個人型確定拠出年金・愛称[イデコ]



ろうきん
イメージモデル
高梨 臨

広告

iDeCoは3つのタイミングで税制優遇 **拠出時** **運用時** **受取時**

〈中央ろうきん〉のポイント

POINT 1	POINT 2	POINT 3
✓ 選びやすい商品! シンプルかつ低コストの 商品ラインアップ!	ⓘ うれしい期間限定特典! 〈中央ろうきん〉 iDeCo特割キャンペーンを延長!	▶ 分かりやすい動画コンテンツ! ろうきんiDeCo スペシャルサイトをチェック!

iDeCoの運用商品ラインアップや期間限定特典等は
「ろうきんiDeCoスペシャルサイト」でチェック!

<https://rokin-ideco.com/chuo/>

ろうきん 育てる年金 検索

〈iDeCo〉のご加入に関するお問い合わせは…

ろうきんiDeCo専用コールセンター Ⅱ:0120-320-615

平日:午前9時~午後9時 土日祝・振替休日:午前9時~午後5時
(年末年始、ゴールデンウィークの一部およびメンテナンス日は休業)

2018年7月1日現在

労働かながわ

平成30年9月3日発行 第715号

発行所/神奈川県産業労働局労働部労政福祉課
〒231-8588(住所不要)

TEL 045-210-5739(ダイヤルイン)

FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対する
ご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。

●産業労働局労働部労政福祉課への問合せフォームを
ご利用ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様にご覧してお読みください。